

社会保険料などの諸控除が受
けられず、正しい住民税額が計
算できない事があります。

ただし、次の①～③に該当
する方は申告の必要はありま
せん。

① 税務署に確定申告を提出さ
れた方。

② 給与所得のみの方で、勤務
先から茂原市へ給与支払い
報告書の提出がある方。(提
出の有無は勤務先へ確認し
てください。)

③ 公的年金等に係る所得のみ
で、扶養、医療費などの各
種控除を受けない方。

なお収入のない方でも、国
民健康保険税や後期高齢者医
療制度の軽減措置、税関係証
明書の発行、各種福祉関係の
所得判定などの基礎資料とな
るため、申告が必要になる場
合があります。

税制上の被扶養者になっ
ていない方などで、まだ申告が
済んでいない方は、収入がな
い旨などの申告をしてくださ
い。

よくあるお問い合わせ

Q、私は今年の8月に茂原市
外に転出する予定だが、茂
原市には市・県民税を何期
分まで納税するのか？

A、平成27年度の市・県民税
は、平成27年1月1日に住
んでいた市町村で課税され
ます。その年の途中で市外
に転出しても、今年度の市・
県民税は全額を茂原市に納
付していただきます。

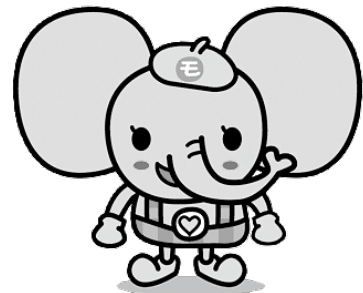
Q、平成26年中に退職した際
に市・県民税を支払ったが、
今年また納税通知書が届い
た。現在は無職なのだが？

A、平成27年度の市・県民税
は昨年中の所得に対して課
税されます。退職時に一括
で給与天引きされた、また
は納税通知書で納付された
ものは、退職により天引き
できなくなった26年度の
市・県民税(25年中の所得
に対して課税したもので
す。

お問い合わせは、
市民税課(2階)

TEL 1577、FAX 216009へ。

社会福祉協議会 会員募集のお願い



茂原市社協 マスコット
「ふくぞう」

社会福祉協議会(社協)は、
地域福祉の推進を図ることを
目的に、全国・都道府県・市
区町村単位で設置され、住民
の皆さまの参加・協力により
運営されている社会福祉法人
です。

社協会費は、高齢者や障が
いのある方への在宅福祉サー
ビス、孤立防止の為の地域交
流会やふれあいいきいきサロ
ンなど、地域の支え合い活動
に使われています。
社協活動にご理解いただき
とともに、会員としてご支援
ご協力をお願いします。

◆会費の種類(年額1口)

・一般会員 1世帯500円
・賛助会員 3千円/1万円

・法人会員 1万円/個
人事業所3千円

◆受付場所

① 社会福祉協議会
(総合市民センター内)

② 二宮・豊田・五郷・豊岡・
東郷 各福祉センター

③ 社会福祉課(7階)

④ 本納支所

※①② 祝日閉館、③④ 土日祝
日閉庁

お申し込み・お問い合わせは、
茂原市社会福祉協議会

TEL 231969、FAX 236538へ。

青少年育成茂原 市民会議の活動を ご存知ですか？

青少年育成茂原市民会議は、
次代を担う青少年の健全育成
を目的として関係団体が連携
し、活動しています。

また、小学校区ごとに設置
されている各小学校区市民会
議は、地域ぐるみで青少年の
健全育成に取り組んでおり、
活動に係る費用の多くは市民
会議の趣旨に賛同する市民の
皆さんからの会費によってま
かなわれています。

◆平成27年度の主な事業
○第4回青少年健全育成標語
コンクール
募集期間 6月22日(月)～7
月10日(金)

○平成27年度青少年育成地区
啓発推進事業(講演会)
10月4日(日)13時30分～
茂原市役所市民室

○第26回茂原市
少年の主張大会
10月18日(日)13時30分～
東部台文化会館

○第21回僕と私の
ジャンピング大会
11月23日(日)9時10分～
市民体育館



僕と私のジャンピング大会

お問い合わせは、
生涯学習課(9階)

TEL 1559、FAX 216007へ。